

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成20年度決算(森林保険特別会計)

・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

| 歳入 | | 歳出 | |
|-----------|--------|-------|-------|
| 森林保険収入 | 10,792 | 森林保険費 | 1,469 |
| 保険料 | 2,615 | 事務取扱費 | 1,281 |
| 前年度繰越資金受入 | 8,177 | | |
| 雑収入 | 274 | | |
| 合計 | 11,067 | 合計 | 2,751 |

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) 8,315 百万円

(剰余金が生じた理由)

保険事故が少なかったため、保険金を要することが少なかったこと等のため。

(剰余金の処理の方法)

歳計剰余金 8,315百万円から未経過保険料(当年度に引受けた保険責任のうち未経過部分に相当する額として繰越す額：6,945百万円)及び支払備金(当年度の被害で支払われなかった保険金に相当する額として繰越す額：773百万円)を差し引くと 597百万円の剰余を生じる。

この剰余金は、本特別会計が保険システムにより運営されており、単年度では損害の発生状況により剰余や不足が生じるものの、長期的には収支が均衡するような仕組みであることから、将来の保険金支払財源等に不足が生じた場合の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」第154条第1項の規定により積立金として積み立てる。

・平成20年度末における積立金の残高

(積立金の残高(平成21年3月31日)) 15,283 百万円

(平成20年度決算により積立金として積み立てる額) 597 百万円

(積立金の目的)

森林保険事業を行う会計の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても保険金等の十分な支払能力を確保するため。

(積立金の水準)

積立金の水準は、民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「保険会社の資本、基金、準備金等及び予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号)を参考に試算

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝保険金等の支払余力総額／
（通常の予測を超える危険に相当する額×1/2）×100

①保険金等の支払余力総額＝積立金158億円（平成20年度決算処理後）

②通常の予測を超える危険に相当する額の2分の1の額＝50億円

（通常の予測を超える危険に相当する額100億円の内訳）

ア 一般保険リスク＝10億円（保険金基準リスク…その他の保険を適用）

（直近3年（H18～H20）の平均支払保険金×リスク係数34%）

イ 巨大災害リスク＝87億円（過去最大の金額被害率等を基に算出）

（算定方法：過去最大（H3）年齢別事故率×平成20年度末責任保険金額）

ウ 経営管理リスク＝1億円（各リスク合計の2%）

（一般保険リスク＋巨大災害リスク）×2%

③保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝①/②×100≒317%

※単位未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

（保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組の内容等）

「森林国営保険法」第2条第2項により、「保険料ニ関スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム」とされ、「森林国営保険法施行令」第1条で「保険料率は別表第1によるものとする。」とされている。料率を定める際には、過去30年の事故率を基に長期的に収支が均衡するように保険料率を設計している。

なお、概ね3年毎に定期的に事故率の見直しを行い、必要に応じて保険料率を改訂することとしている。

森林保険特別会計に関するお問い合わせ先
林野庁森林整備部研究・保全課
森林保全推進室保険経理班歳入係
（代表）03-3502-8111（内線）6218